

The background of the slide is a collage of four grayscale images. The top-left image shows a person in a white shirt and cap using a long-handled tool to work on a concrete surface. The top-right image shows a person in a white shirt and cap using a long-handled tool to work on a brick wall. The bottom-left image shows a group of people sitting at tables in a room, possibly a meeting or training session. The bottom-right image shows a person's legs and feet walking on a paved surface, with a long-handled tool visible on the ground.

バリアフリー新法及び 基本構想について

バリアフリー新法の施行

ハートビル法
(平成6年9月施行)

建築物のバリアフリー化
を促進するための法律



交通バリアフリー法
(平成12年11月施行)

駅などの旅客施設と電車バス車両等のバリアフリー化
を促進するための法律

バリアフリー新法 (平成18年12月施行)

建築物、旅客施設と車両等、道路、路外駐車場、都市公園のバリアフリー化を促進するための法律

総合的なバリアフリー化の推進

ハートビル法の概要 (H6年9月施行)

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

■対象となる建築物

●特別特定建築物（不特定多数の人や主に高齢者、身体障害者が利用）
「特別支援学校、病院、劇場等、税務署等官公署、スーパーや飲食店舗など」

●特定建築物（多数の人が利用する建物）
「特別特定建築物のほか、学校、事務所、共同住宅、卸売市場、公衆便所など」

■新築・改築の際の建築主の義務(既設のものは努力義務)

- 適合義務（特別特定建築物：新築等の延床面積が2,000㎡以上）
- 努力義務（特別特定建築物：新築等の延床面積が2,000㎡未満及び既設）
（特定建築物：新築・既設、面積等を問わず全て）

※特別特定建築物の一部は京都府福祉のまちづくり条例にて面積規模の引き下げ

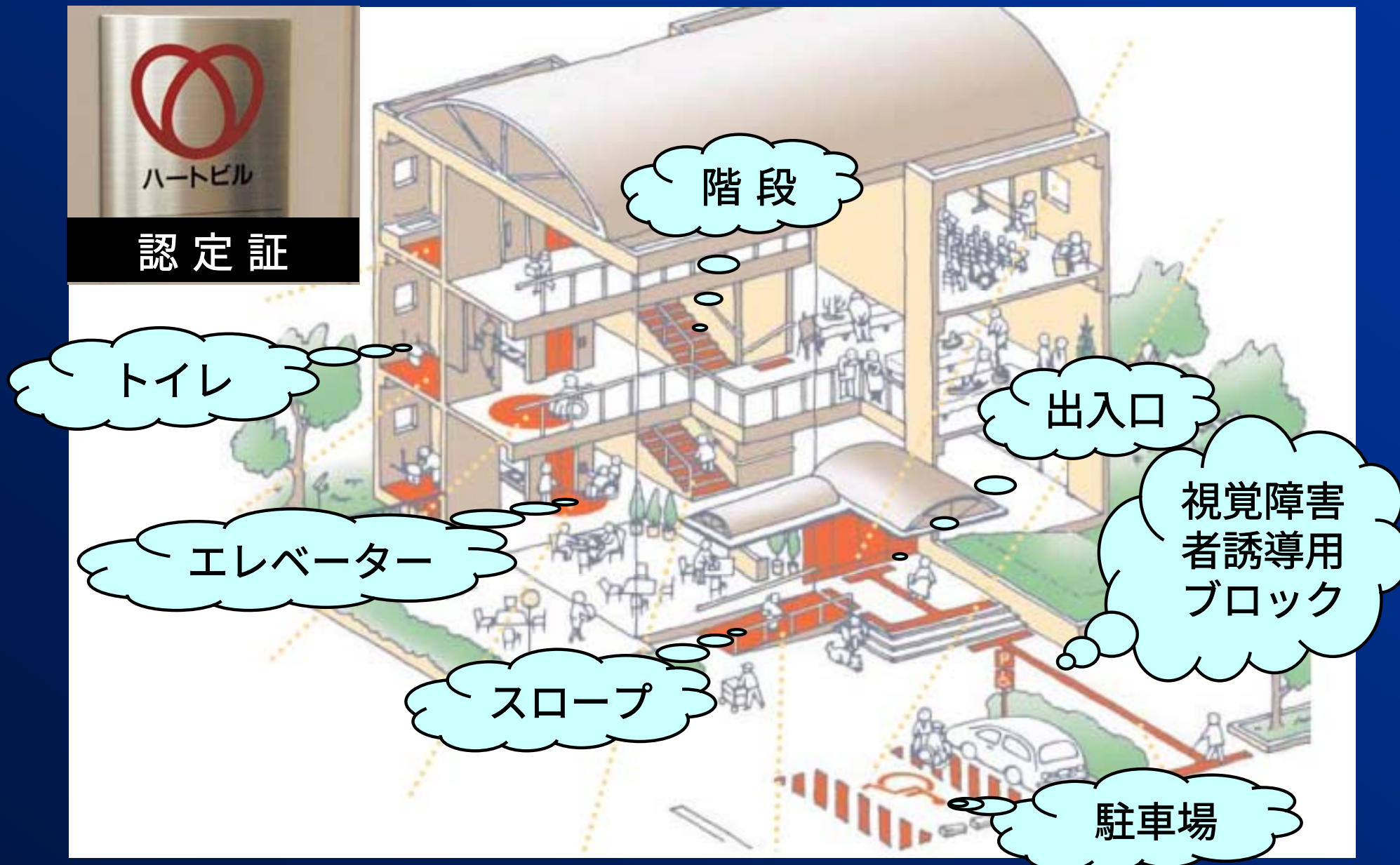
■適合基準

●適合すべき基準とより望ましい基準の2種類の基準を定めている

※より望ましい基準に適合した建築物は認定を受けることができ優遇措置がある

ハートビル法の概要

ハートビル法によるバリアフリー整備のイメージ



交通バリアフリー法の概要 (H12年11月施行)

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律

■法律の趣旨

●公共交通事業者によるバリアフリー化を推進

[駅、バスターミナルなどのほか、鉄道車両、バス車両、など]

●駅などの旅客施設を中心とした一定の地区で、市町村が作成する基本構想に基づきバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進

[旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機など]

■交通バリアフリー基本構想

乗降客数5,000/日の旅客施設（特定旅客施設）を中心とし、官公庁施設、福祉施設等を含む「重点整備地区」において、移動等円滑化のための基本方針と実施すべき事業（特定事業）を定める。

■適合基準

公共交通移動円滑化基準、道路の移動円滑化基準等

交通バリアフリー法の概要

交通バリアフリー法によるバリアフリー整備のイメージ



京都府福祉のまちづくり条例概要

京都府福祉のまちづくり条例（平成7年10月施行 平成16年10月改正）

■対象となる施設

- 特定まちづくり施設（全ての人が社会生活を営む上で重要な施設）
「学校、病院、劇場等、事務所、スーパーや飲食店舗、道路、公園など」
- まちづくり施設（多数の者が利用する建築物、道路、公園、駐車場）

■新築・改築の際の建築主の義務(既設のものは努力義務)

- 適合義務（特定まちづくり施設：条例で定める規模以上）
- 努力義務（全てのまちづくり施設）
- 基準適合調査・報告・助言要請（既存の特定まちづくり施設）

■適合基準

- 適合すべき基準とより望ましい基準の2種類の基準を定めている
※より望ましい基準に適合した建築物は認定を受けることができ優遇措置がある

バリアフリー新法の基本的枠組

主務大臣基本方針

国（継続した取組み、心のバリアフリー、設備投資への支援）

地方公共団体（継続した取組み、心のバリアフリー、地域住民への広報活動、事業への支援）

施設設置管理者（移動等円滑化の施設の設置と管理）

国民の責務（心のバリアフリー）

施設設置管理者が講ずべき措置

○新設時は基準適合義務、既設時は適合努力義務

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

○協議会による基本構想の作成

○特定事業計画等の実施

主務大臣の定める基本方針

1、移動等円滑化の意義及び目標

- ユニバーサルデザインの考え方に基づいた施設等の整備
- 平成22年までの整備を目標とする

2、施設設置管理者が講ずべき措置の基本事項

- 施設及び車両等の整備
- 適切な情報提供
- 職員等関係者への教育訓練

3、基本構想の指針

- 重点整備地区の指定
- 高齢者、障がい者等の提案及び意見の反映
- 重点整備地区の位置及び区域に関する事項（要件等）
- 生活関連施設、生活関連経路に関する事項

新法の重要な用語について

生活関連施設、生活関連経路

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路などをいう。

特定事業

生活関連施設及び生活関連経路について、施設設置管理者等がバリアフリー基本構想に即して実施する事業

新法の重要な用語について

特定旅客施設

1日の乗降客数が5,000人以上の旅客施設をいう。
特定旅客施設も生活関連施設に含めることができる。

特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場などがある。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者，障がい者等が利用するもので、特別支援学校、病院又は診療所、集会場などである。

新法の重要な用語について

特定公園施設

公園施設のうち、移動等円滑化が特に必要な施設として、屋根付き広場、休憩所、駐車場、便所、水飲み場、掲示板、などが示されている。

特定路外駐車場

駐車場法に規定する路外駐車場で駐車面積500㎡以上で料金を徴収するものをいう。

バリアフリー基本構想とは

① 重点整備地区の指定

重点整備地区とは・・・

●生活関連施設の集積性（配置要件）

- ◆生活関連施設のうち、特定旅客施設や官公庁施設や福祉施設等の特別特定建築物が3以上ある
- ◆地区の面積はおおむね400ha未満
- ◆施設間の移動が通常徒歩で行われる範囲

●移動等円滑化の事業実施の必要性（課題要件）

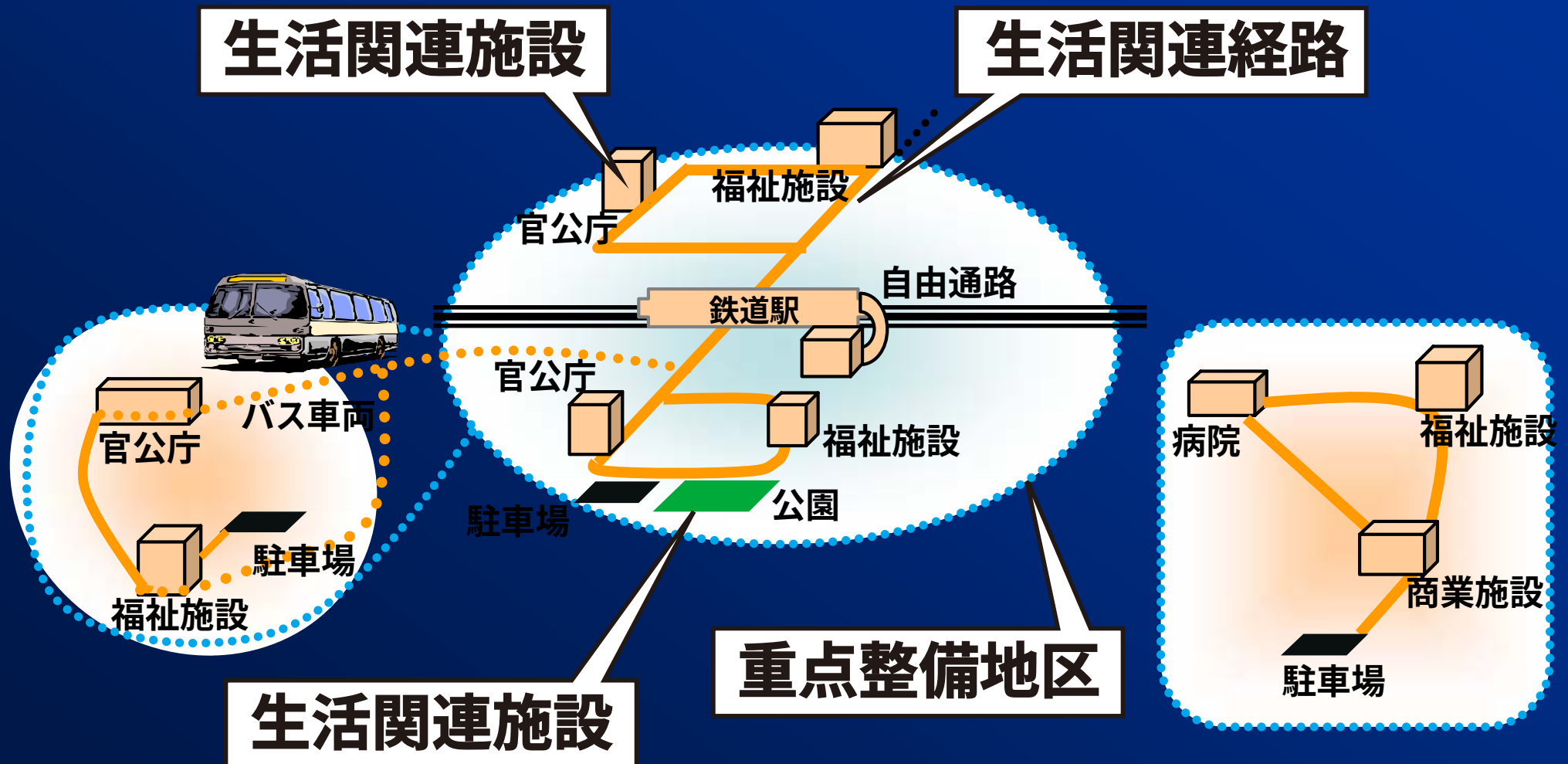
- ◆高齢者、障がい者等による施設の利用状況や、土地利用や諸機能の集積の実態と将来の方向性、実現可能性からみて、事業実施の必要性が高い

●総合的な都市機能の増進に対する有効性（効果要件）

- ◆社会参加の機会、勤労の場の提供等都市機能の増進に効果的な事業の実施が可能

バリアフリー基本構想とは

① 重点整備地区の指定



バリアフリー基本構想とは

② 重点整備地区における基本的な方針

- 地域の実情に応じた具体的かつ明確な目標
- 生活関連施設及び生活関連経路の選定とバリアフリーに関する事項
- 実施すべき特定事業及びその他の事業に関する事項



住民アンケート、ヒアリング、タウンウォッチング

バリアフリー基本構想とは

③ 施設、経路のバリアフリー化の内容

●特定事業計画

鉄道駅：エレベーター、多機能トイレ、券売機

バス：低床バス車両、バス情報案内、（上屋）

福祉タクシー：福祉タクシー車両

建築物：エレベーター、スロープ、多機能トイレ

道路：歩道の改良、視覚障害者誘導用ブロック

信号：音響式信号機、発光ダイオード信号機

公園：スロープ、点字情報案内板

駐車場：車椅子専用駐車スペース

バリアフリー基本構想とは

整備事例 (エレベーター)



バリアフリー基本構想とは

整備事例 (券売機)



バリアフリー基本構想とは

整備事例 (多機能トイレ)



バリアフリー基本構想とは

整備事例 (施設スロープ)



施設スロープ例



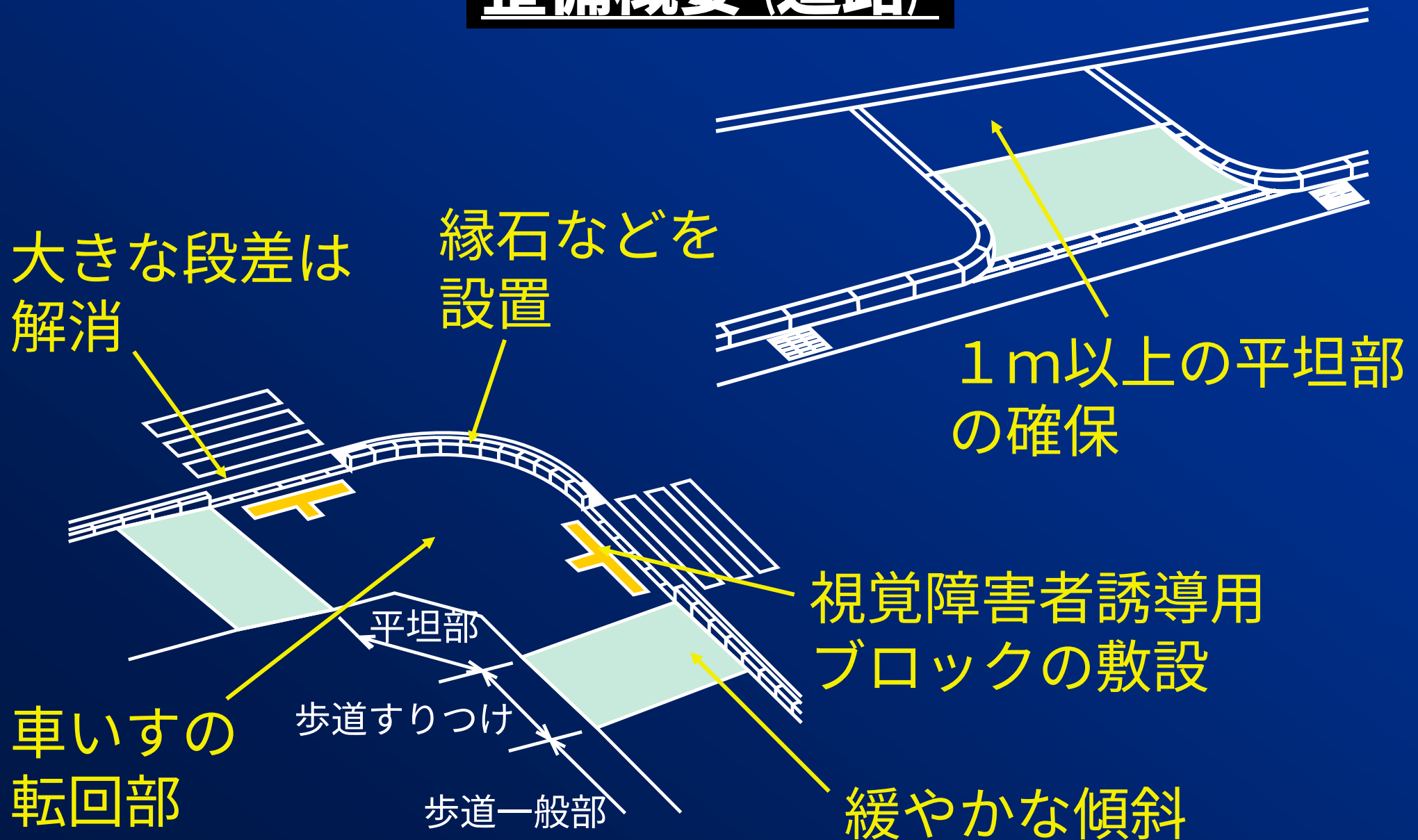
駅スロープ例

整備事例 (公園点字案内板)



バリアフリー基本構想とは

整備概要 (道路)



バリアフリー基本構想とは

整備事例(信号)



バリアフリー基本構想とは

④ その他のバリアフリーに係る取組み

●心のバリアフリーへの取組み

- ・ 違法駐車、違法駐輪
- ・ 看板、のぼり等の広告物
- ・ 歩道上に積上げられる家庭ごみ
- ・ 刈込み等の管理を怠っている生垣、植木

バリアフリー基本構想とは



商店のぼりと違法駐車によるバリア

バリアフリー基本構想とは



バリアフリー基本構想とは

補助制度

- 鉄道駅総合改善事業費補助（国の補助1/3）
- 府、町の助成要綱による補助（それぞれ1/6）
- まちづくり交付金事業
 - ◆基幹事業（道路）
 - ◆基幹事業（バリアフリー環境整備促進事業）